

## 豊橋市監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された豊橋市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和5年3月30日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

### 第1 監査の請求

令和5年2月1日付けで、次のとおり監査の請求があった。

#### 豊橋市職員措置請求書

#### 1 請求の要旨

##### ア 主位的請求

豊橋市は、令和4年7月29日に「多目的屋内施設関連市場調査委託業務（令和3年度・令和4年度2か年事業）」（以下、当該調査業務）の委託料として、5,610,000円（当該金額）を、委託事業者である株式会社日本総合研究所（以下、当該委託事業者）に支払った（以下、当該財務会計行為）（事実証明書1）。しかしながら、当該調査業務の内容は粗雑であり、適切な成果物が納品されていない。そして、委託業務の成果（調査結果）に基づいて、豊橋市は「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務」に移行しており、当該調査業務は履行不能となっているにも関わらず、豊橋市は当該委託契約の解除及び当該金額の返還請求を怠っている。従って、当該委託契約を解除し当該委託事業者に対し当該金額の返還を求めよう、豊橋市長に勧告することを求める。

##### イ 予備的請求

上記のとおり、当該調査業務の内容は粗雑であり、適切な成果物が納品されていない。そのため、豊橋市は当該委託事業者に対し、債務の履行の請求を怠っている。従って、当該委託事業者に対し相当な期間を定めた上で適切な成果物の納入を求め、相当な期間内に履行がされない場合には、当該委託契約を解除し、当該委託事業者に対し当該金額の返還を求めよう、豊橋市長に勧告することを求める。

#### 2 求める措置

監査委員は、（主位的に）①債務不履行（履行不能）に基づき、当該契約を解除し、当該委託事業者に対し当該金額の返還を、（予備的に）②債務不履行（不完全な履行）に基づき、債務の追完を求め、債務の追完がなされない場合には、委託契約を解除し当該委託事業者に対

し当該金額の返還を求めるよう、豊橋市長に勧告することを求める。

3 請求人

住所、氏名省略

4 事実を証する書面

- 1 支出命令書（1枚）
- 2 豊橋公園内での多目的屋内施設整備用地について（2枚）
- 3 委託業務完了報告書（完了届）（1枚）
- 4 委託業務検査報告書（1枚）
- 5 請求書（1枚）
- 6 粗雑箇所の指摘メール（1枚）
- 7 総務委員会の延期について（通知）（4豊議総第10号 令和4年8月9日）（1枚）
- 8 多目的屋内施設関連市場調査報告書（令和4年6月）（28枚）
- 9 新旧対照表（2枚）
- 10 豊橋市議会会議録（令和4年9月総務委員会 09月01日-01号）（6枚）
- 11 中日新聞（2022年11月25日）（1枚）
- 12 東愛知新聞（2022年12月8日）（1枚）
- 13 公文書一部公開決定通知書（4豊多整第44号 令和4年9月7日）（2枚）

## 第2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

4 豊監査第63-7号

令和5年3月30日

請求人 あて

豊橋市監査委員 古池弘人

同 朝倉茂

同 田中敏一

同 山本賢太郎

### 豊橋市職員措置請求について（通知）

令和5年2月1日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

### 記

#### 1 請求の受理

本請求は、令和5年2月8日に受理した。

#### 2 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、「多目的屋内施設関連市場調査委託業務（令和3年度・令和4年度2か年事業）」（以下「当該調査業務」という。）についての財務会計行為に係る事務等に関し、豊橋市（以下「市」という。）当局から提出された書類についての調査及び市の関係職員（以下「関係職員」という。）からの事情聴取により実施した。

##### (1) 監査対象事項

豊橋市職員措置請求書及び請求人の陳述内容を勘案した結果、請求の要旨を次のように解して監査を実施した。

当該調査業務において、適切な成果物が納品されていないとして、請求の要旨ア主位的請求については、当該調査業務は履行不能になっているにもかかわらず、市は当該調査業務契約の解除及び支払われた委託金額の返還請求を怠っているか、また、請求の要旨イ予備的請求については、市は当該調査業務の受託者である株式会社日本総合研究所（以下「委託事業者」という。）に対し債務の履行の請求を怠っているか。

(2) 監査対象部局

文化・スポーツ部

(3) 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和5年2月24日に新たな証拠として次の書面が提出され、同日に行われた請求人の陳述において、14は愛知県が公表した浸水予想図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（以下「氾濫想定区域」という。））で、委託事業者が情報収集を怠ったことを補足するもの、15は重大な過ちに関して委託事業者と修正の打合せを行っておらず、成果品も受領していないことを補足するもの、16は建設候補地が氾濫想定区域に含まれていることが発覚し、想定した敷地に建てられない可能性があることで業務が停滞していることを補足するもの、17は豊橋公園が用途地域の制限を緩和することができなくなることが想定されることを補足するもの、18は令和4年12月7日に開催された12月議会において、録音した音声で請求人自らが書き起こした会議録から、事業範囲の答弁が不一致となり、市が混乱した原因として粗雑な調査報告であることを補足する旨の陳述がなされた。

14 一級河川豊川下流支川浸水予想図の公表について（22枚）

15 公文書非公開決定通知書 4 豊多整第57号（1枚）

16 公文書一部公開決定通知書 4 豊多整第114号（4枚）

17 公文書一部公開決定通知書 4 豊都計第79号（2枚）

18 令和4年12月議会会議録（令和4年12月7日）（11枚）

19 起案書（令和4年1月14日）（2枚）

(4) 事情を聴取した関係職員

令和5年2月24日に次の関係職員に対し、監査対象事項について事情聴取を行った。

文化・スポーツ部長

文化・スポーツ部多目的屋内施設整備推進室長

文化・スポーツ部多目的屋内施設整備推進室長補佐

3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

（結論）本件請求は、これを棄却する。

以下に、その理由を述べる。

(1) 事実確認について

本件請求について、次のとおり事実を確認した。

ア 当該調査業務に係る契約締結について

市は令和4年1月13日に委託金額5,610,000円で、委託事業者と契約締結日から令和4年6月20日までを業務期間とする契約を締結した。

イ 当該調査業務に係る検査の状況等について

当該調査業務に係る検査については、令和4年6月20日付けの委託業務検査報告書において、同日に当該調査業務契約に基づく完了届に係る検査を完了したことが、検査職員から提出され、委託事業者は指定された成果品として多目的屋内施設関連市場調査報告書（以下「調査報告書」という。）を納品している。

ウ 当該調査業務委託料の支払について

当該調査業務契約書第7条の規定に基づき、委託事業者は、令和4年6月20日付けで当該調査業務に係る委託料の支払を請求した。市は、同年7月4日に請求書を受領後、同月22日に支出命令書を起票して決裁し、決裁から一週間後の29日に委託料5,610,000円を委託事業者の登録口座に振り込んだ。

エ 当該調査業務契約書について

監査対象事項に係る関係条文は、以下のとおりである。

（契約不適合責任）

第10条の2 受託者は、業務を完了した後において、業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

（発注者の催告による解除権）

第11条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内に契約を履行しないとき又は、履行の見込みがないとき。
- (2) 業務の履行につき、不正行為があったとき。
- (3) 正当な理由がないのに、発注者の指示に従わないとき。
- (4) 正当な理由がないのに、第10条の2第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第11条の2 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このために受託者に損害が生じても発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) この契約に基づく業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 引き渡された目的物に契約不適合がある場合において、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (3) 受託者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行

を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 契約の重要な事項に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

#### オ 当該調査業務仕様書について

当該調査業務の目的は、約70万人規模の東三河地域における市場に着目し、民間事業者等に対して、市場性を調査し、事業化の可能性について整理することとしている。

##### (ア) 市場調査（ヒアリング調査）

民間事業者のノウハウや資金を最大限に活用することを念頭とした民間主導による多目的屋内施設の整備・運営の実現に向け、民間事業者にヒアリング調査を実施し、需要調査や立地条件について整理を行う。

ヒアリング調査を実施する民間事業者等は他都市におけるアリーナ整備・運営の実績を有する事業者、エンターテインメントを企画・運営するプロモーター、設計事務所、建設業者、商社、金融機関等多方面からヒアリングを行い、ヒアリング調査の結果を客観的に整理する。

ヒアリング調査項目については、市におけるプロスポーツやコンサートなどの需要調査を行う。下記の項目(a)～(f)を必須として、施設整備における一般的な立地条件・施設規模・機能等に関する基本的な事項をまとめる。その他の項目は市と協議の上、決定するものとする。

- (a) 建設地に求められる立地条件（交通アクセス、敷地の広さ、周辺施設など考慮）
- (b) 想定される商圈（地域の人口動態、年齢層など考慮）
- (c) 興行を行う上で求められる施設規模・機能（観客席数、各諸室・設備など考慮）
- (d) 事業方式（事業スキーム）・事業スケジュール（公的負担軽減策など考慮）
- (e) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた施設整備の展望
- (f) 懸念事項

##### (イ) 建設候補地の検討

市場調査で得られた内容をもとに、市内で条件に合致する建設候補地の検討を行う。また、立地条件には下記の項目(a)～(c)を必須とするものとする。

なお、検討を行う建設候補地については市と協議の上、決定するものとし、条件に合致する場所が複数ある場合は、複数案提示するものとする。

- (a) スポーツによるまちのにぎわいづくりや都市機能の集積など本市におけるまちづ

- くりの考え方との整合がとれること。
- (b) 防災拠点となり得る立地場所であること。
- (c) 公有地

(ウ) 事業化可能性調査

市場調査及び建設候補地の検討結果をもとに、事業化の可能性を整理する。なお、調査には、下記の項目(a)～(d)を必須とするものとする。

また、可能性調査を行う上で、市場調査を行った民間事業者に、必要に応じて再度ヒアリング及び提案を受けるものとし、その調査結果を整理するものとする。

- (a) 事業方式（事業スキーム）の整理を行い、公的負担軽減となり得る方式や持続可能な施設運営が見込める方式を検討
- (b) 事業収支予測・シミュレーションを行い、安定した収支の可能性を検討
- (c) 事業スケジュールの整理
- (d) その他（民間事業者からの提案の整理等）

なお、上記の(ア)～(ウ)の業務の進め方については、市と協議の上、決定するものとする。

カ 監査対象事項に関して関係職員から事情聴取した内容は、以下のとおりである。

- (ア) 建設候補地の検討について、敷地規模、建築面積、配置等を仕様書でどこまで具体的な内容を調査報告書に求めていたのか。

当該調査業務において、敷地規模については、民間事業者へのヒアリング結果を踏まえて整理する仕様としていた。また、建築面積、配置については当該調査業務で検討する仕様とはなっていない。

- (イ) 令和4年12月7日の市議会12月定例会において、市が発行しているハザードマップを委託事業者提供していないかの質問に対し、提供している中に入っていると思うと答弁しているが、委託事業者に提供しているのか。

ハザードマップについては、市ホームページに掲載し、公表しているために現物は渡していない。ハザードマップによる影響について、「スポーツのまち」づくり課が担当課に確認し、特段支障となる障壁がない旨を委託事業者に伝えていた。

- (ウ) 令和4年6月20日に業務完了報告書の提出があり、同日に検査を実施し合格としたが、検査はどのような方法で行い、どのような内容を検査したのか。

委託事業者から提出のあった調査報告書について、法及び地方自治法施行令に基づき、仕様書で定めた各項目について内容を満たす成果物であることを確認した。

- (エ) 調査報告書が提出される前の令和4年5月30日に、市長が多目的屋内施設の建設候補地として「豊橋公園」を選定した旨の記者会見を行ったのはどのような理由によるものか。

市場調査において、アリーナ事業に関係する民間事業者に対し、施設へのアクセス性において重視する点や敷地の規模・条件についてヒアリングを行い、その結果を踏まえ市内5か所の候補地を比較・検討した結果、豊橋公園が最適地であるという結論がまとまったところであり、また、同時期に、市の多目的屋内施設が東三河振興の起爆剤としての効果も期待できるとして愛知県から補助金交付の意向が示された。

そこで、この機を逸さないためにも、市としてできる限り速やかに多目的屋内施設の整備の方向性を明らかにし、事業推進の一步を踏み出す必要があると認識したため令和4年5月30日に記者会見を行った。

- (ウ) 年間の差引収支をマイナス2,100万円からマイナス5,400万円に修正したのはどのような理由によるものか。

事業収支予測は他都市のアリーナを参考として算出している。算出に当たっては、事前に公表されていた他都市アリーナの指定管理の種類（使用料が指定管理者の収入となるかどうかで区分）や指定管理料等のデータを基に作成したが、市議会議員からの指摘を受け、他都市に直接聞き取りを行って確認したところ、公表されていたデータと異なる種類であることや契約金額から施設整備費を減じたものを支出（指定管理料）と認識し、各施設事業者の利用料金収入の見込み分である利用料金加算分を勘案しなかったことが確認されたため、修正を行った。

- (カ) 調査報告書の差し替えはどちらが行ったのか。市が行った場合、委託事業者が差し替えをしなかったのはどのような理由によるものか。また、委託事業者が行った場合は、その後の文書が不存在なのはどのような理由によるものか。

調査報告書の差し替えは市が行った。この理由は、委託事業者から調査報告書の提出を受け、検査を終えた後に修正が必要となったことに加え、他都市への聞き取りは、委託事業者では回答を得られないため、市が行ったものであり、委託事業者が行えない業務なので、追完請求を行わなかったものである。

- (キ) 調査報告書において、「導き出される抽出条件」の結果、「氾濫想定区域」を含む豊橋公園を最適な建設候補地としていることをどのように考えるか。

氾濫想定区域は、区域内での建物の建築を制限するものではなく、また、今回指定されたのは豊橋公園の一部であることから、調査報告書の内容や結果に影響を与えるものではないと認識している。

- (ク) 令和4年9月1日の総務・建設消防委員会連合審査会において、「公園の整備事業範囲は、公園東側のスポーツ施設があるエリアのうち、陸上競技場と豊橋球場を除いた約8万8,800㎡となります。」との答弁を行ったが、何に基づく答弁であったか。

令和2年度の「多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査」において、整備範囲として検討していたエリアが念頭にあったことによるもの。



(ク) 令和4年12月7日の市議会12月定例会において、「陸上競技場や野球場も含めて豊橋公園東側、スポーツ施設が集積しているエリア全体の中で適切な配置を考えていくことになっております。」との答弁を行ったが、整備の方向性を変えたということか。変えたとしたら、その理由及びその時期について。

市が令和4年5月30日に豊橋公園内の事業計画地として発表した整備範囲（豊橋公園東側のスポーツ施設が集積しているエリア）から方向性は変えていない。

## (2) 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査対象事項について、監査委員は、次のとおり判断した。

当該調査業務契約書に契約不適合責任についての規定が設けられているため、請求人が主張する「当該業務の内容が粗雑であり、適切な成果物が納品されていない」ことが、本契約における「契約不適合」に該当するかについて検討する。

ア 請求人は、「事業収支予測の検討」という当該調査業務の骨子となる重要な箇所において、その結論である年間の収支差引は、差し替え前がマイナス2,100万円に対し、差し替え後がマイナス5,400万円と、金額が2.5倍以上に変わるほど、当該調査業務は粗雑であったと主張する。

この点について、確かに当該調査業務仕様書により業務内容の一つとされている事業化可能性調査において、事業収支予測・シミュレーションを行い、安定した収支の可能性を検討することは必須とされており、その収支差引きにおいて請求人の主張する金額の誤りは認められた。しかし、この金額の誤りは、各施設事業者の利用料金収入の見込み分である利用料金加算分を勘案しなかったことによるものであり、関係職員からの事情聴取によれば、利用料金加算分については、委託事業者において、他都市へ聞き取りを行っても回答を得られない性質のものであるとの説明であった。当該利用料金加算分は、当該事業者の営業上のノウハウに該当するものであると考えられるため、委託事業者において調査し当該情報を取得することは困難であったと認めるのが相当である。

また、調査報告書の27ページには、収支シミュレーション結果として「PFI-BTO方式における収支シミュレーションを行った結果、概算として2千万程度の指定管理料が必要となる結果が得られ、本市の総合体育館の指定管理料（毎年約7千万程度）より下回った金額であったことから、収支の面において既存の大規模体育館より改善できる結果であったこと」と記載されており、事業化可能性の検討において、既存の大規模体育館の指定管理料と比較することに不合理な点は見受けられない。他方、金額の訂正後の収支は、マイナス5,400万円となり、マイナス金額が増加しているものの、事業化可能性の可否の結論を左右するものとは認めすることはできず、それが契約不適合責任を問うことができる誤りであったと認めることができない。

イ 請求人は、事業収支の差し替え前の事業収支の検討結果をもとに民間事業者に対してヒアリングを行ったことが強く推認されるが、差し替え後報告書において、ヒアリング結果の記載に変更はなく、差し替え後の事業収支に対しての民間事業者からの意見等が報告されていないと主張する。

この点について、アで述べたとおり、収支の誤りは契約不適合責任を問うことができる誤りではなく、当該調査業務において、委託事業者が再度のヒアリング調査を行う義務はないものと認めることが相当である。なお、仕様書によれば事業化可能性調査を行う上で、市場調査を行った民間事業者等に、必要に応じて再度ヒアリング及び提案を受けるものとし、その調査結果を整理するものとされているが、「業務の進め方については、市と協議の上、決定するものとする。」とあり、この仕様書に基づいて、第2回ヒアリング調査が実施され、調査報告書26ページに「ヒアリング結果の概要」として整理されていることから、仕様書に基づいた業務は行われていたものと認めることができる。

ウ 請求人は、報告書の差し替えは委託者である市が行うこととなり、委託事業者は当該調査業務として行わず、粗雑な成果物に対する対応をしていないと主張する。

この点について、上記ア及びイの検討によれば、当該調査業務の成果物が契約不適合に該当するものと判断することはできず、したがって、契約不適合に基づく追完請求を怠っているということとはできない。

エ 請求人は、当該調査業務の報告書の「第3章 建設候補地の検討」「2. 建設候補地の抽出」「(1) 建設候補地の抽出条件の整理」において「導き出される抽出条件」とされている「災害のリスクが高いとされている区域に指定されていない土地」を踏まえると、豊橋公園のうち、少なくとも当該浸水予想図で示される氾濫想定区域は建設候補地から除外されないとはいけませんが、当該調査業務が粗雑であったため、当該浸水予想図が反映されることなく、建設候補地の検討がされたと主張する。

この点について、例えば、当該調査業務仕様書では、「(b) 防災拠点となり得る立地場所であること」と抽象的な仕様となっており、浸水予想図で示されている氾濫想定区域であることが法的に建築の支障になるものではなく、防災拠点の位置づけについても避難施設・物資支援施設など各種のものが想定されるものであり、一概に当該区域であることをもって、仕様書に反するとまで認めることはできない。また、調査報告書7ページには「図表3-2 基本的な考えを踏まえた抽出条件」として、次のとおり記載されている（「防災面への活用」項目のみ抜粋）。

項目	導き出される抽出条件
防災面への活用	・防災上必要な施設（防災拠点など）となり得る立地場所であること。 ⇒緊急輸送道路に直結もしくは近接している土地であること。 洪水や津波災害などのハザードマップにおいて、災害のリスクが高いとされている区域に指定されていない土地であること。

この抽出条件に関し、関係職員からの事情聴取によれば、ハザードマップによる影響について、特段の支障となる障壁はない旨を委託事業者に伝えていたとのことであり、現行のハザードマップ上は、浸水予想図で示されている氾濫想定区域が反映されていないのであるから、当該区域に指定された豊橋公園の区域が、導き出される抽出条件に反するとまでは認められない。加えて、この抽出条件は、委託事業者単独で、又は、仕様書に基づく市と委託事業者との協議により委託事業者が設定した条件であり、当該調査業務の仕様は、

先に述べたとおり「(b) 防災拠点となり得る立地場所であること」と抽象的な仕様である。

これらの事実関係を踏まえると、浸水予想図で示されている氾濫想定区域が建設候補地から除外されていないことが、当該調査業務に係る委託契約の契約不適合であると認めることはできない。

オ 請求人は、市は遅くとも令和3年7月26日から「陸上競技場と豊橋球場の2つの主要な施設はそのまま残地することを前提」とし、当該調査業務完了後、令和4年9月1日の総務・建設消防委員会連合審査会でも同趣旨の答弁をしており、豊橋公園内における氾濫想定区域を候補地から除外すると、残る敷地の広さ・形状は「20,000㎡」を上回るかもしれないが、非常に不整形であり、多目的屋内施設の建設候補地としては不相当であると主張する。

この点について、確かに、「豊橋公園内での多目的屋内施設整備用地について」（令和3年7月26日付け）（事実証明書2）や総務・建設消防委員会連合審査会（令和4年9月1日）における当局の答弁では、公園の整備事業範囲について、陸上競技場及び豊橋球場を除く豊橋公園東側のエリアを前提とするように記載ないし答弁が認められる。しかしながら、当該調査業務に係る仕様書では、「2. 建設候補地の検討」として、「市場調査で得られた結果をもとに、市内で条件に合致する建設候補地の検討を行う。また、立地条件には、下記の項目(a)～(c)を必須とするものとする。なお、検討を行う建設候補地については本市と協議の上、決定するものとし、条件に合致する場所が複数ある場合は、複数案提示するものとする。」とされており、条件に合致する候補地であれば、複数案提示されることが予定されているものである。また、調査報告書の「第3章 建設候補地の検討」「2. 建設候補地の抽出」「(2) 建設候補地の抽出」では、「①豊橋公園、②岩田運動公園、③豊橋総合動植物公園、④アイブラザ豊橋、⑤高師緑地の5つの建設候補地が抽出されました。」とされていること、当該調査業務に係る契約の契約期間内に発表された報道発表資料である「多目的屋内施設の整備について」（令和4年5月30日付け）で参考として示された「豊橋公園内の事業計画地」では、整備範囲として豊橋公園東側が示されていること、調査報告書「第4章 事業化可能性調査」の28ページでは、「公園内の施設配置・周辺環境について」において「多目的屋内施設の配置や公園内の他の施設の再配置、利用動線、駐車場の管理方法、周辺環境への影響なども考慮した検討が必要」とされていることを踏まえると、当該調査業務に係る契約において、豊橋公園においては公園東側のエリアのうち陸上競技場及び豊橋球場を除くエリアなどとする限定が付されていたものと解することはできず、請求人の主張は理由がない。

以上の諸点を踏まえて、業務の成果物が契約の内容に適合しないものであるかの検討においては、仕様書に基づいた成果物であり、契約不適合責任を問うことができると認めることはできない。

よって、本件請求については理由がないものと判断する。